

学級編制・教職員定数改善等の 経緯に関する資料

学級編制、教職員定数改善等の経緯に関する資料 目次

・学級編制及び教職員定数改善等に関する経緯について	1
・これまでの教職員定数等の改善経緯	3
・今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）のポイント	4
・新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）	5
・小学校1・2年生における35人以下学級の実現	7
・「元気な日本復活特別枠」要望に関する評価結果	8
・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に係る参考資料	9

学級編制・教職員定数改善等に関する経緯について

1. 学級編制及び教職員定数の改善経緯

- 公立の義務教育諸学校に関しては、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めることにより義務教育水準の維持向上に資することを目的として、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）が昭和 33 年に制定された。
- これまで、7 次にわたる教職員定数改善計画により、学級編制の標準の引下げや教職員定数の改善が実施されており、現在の 40 人学級は、昭和 55 年度からの第 5 次教職員定数改善計画により実現された。
- 40 人学級完成後においては、第 6 次（平成 5～12 年）及び第 7 次（平成 13～17 年）教職員定数改善計画等により、加配定数等が拡充されるなど、教職員定数の改善が推進された。
- 学級編制については、平成 13 年度以降、都道府県教育委員会が児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、国の標準を下回る学級編制基準の設定が可能となるなど制度の弾力化が図られており、平成 23 年度には、すべての都道府県において何らかの学級編制の弾力化が実施されている。

2. 新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）の策定

- 文部科学省においては、学級編制及び教職員定数の改善について、平成 22 年 2 月より有識者・関係団体からヒアリングや国民からの意見募集を行うなど、検討を進めた。
- 同年 3 月から中央教育審議会初等中等教育分科会においても審議を開始し、同年 7 月に、少人数学級の推進等を求める提言（「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」）が取りまとめられた。
- この提言等を踏まえ、文部科学省は平成 22 年 8 月 27 日、少人数学級を柱とする「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」を策定した。

3. 予算案の閣議決定及び法案の国会提出

- 文部科学省は、平成 23 年度概算要求・要望においては、新・公立義務教育諸学校教

職員定数改善計画（案）の初年度分として、小学校第1・2学年で35人学級を実現するために必要な8,300人の教職員定数の改善分の経費184億円を含む2,247億円を元気な日本復活特別枠により要望。

評価会議において「事業の『内容』は積極的に評価できるが、『改革の姿勢』等の問題がある」とするB評価とされ、「後年度負担の問題も含めた検討が必要」と指摘された。

- この結果等を踏まえ、平成22年12月17日、国家戦略担当大臣、財務大臣、文部科学大臣により下記の合意がなされた。
 1. 小学校1年生の35人以下学級を実現する（4,000人の教職員定数を措置）。
 2. 具体的には、300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに、加配定数の一部（1,700人）を活用する。
 3. 35人以下学級については、小学校1年生について、義務標準法の改正により措置することとし、次期通常国会に法案を提出すべく、早期に改正案の具体化を進める。
 4. 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討する。

- このような経緯を経て、平成22年12月24日、小学校第1学年における35人以下学級の実現に必要な2,300人の定数改善（純増300人）が盛り込まれた平成23年度予算案が閣議決定された。

- また、平成23年2月4日、政府は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定し、同日国会に提出した。

- 国会審議の過程では、新たな加配事由の創設、東日本大震災に係る教職員定数の特別の措置を講ずること、教職員の定数配分にあたり都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務づけること等の修正が行われ、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年4月15日に全会一致で可決され、4月22日に公布・施行された。

これまでの教職員定数等の改善経緯

(1) 公立義務教育諸学校の教職員定数の改善経緯

区 分	第1次 34'～38'	第2次 39'～43'	第3次 44'～48'	第4次 49'～53'	第5次 55'～3'	第6次 5'～12'	第7次 13'～17'
内 容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	△18,000人	△77,960人	△11,801人	38,610人	△57,932人	△78,600人	△26,900人
差引計	16,000人	△16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	△48,200人	0人

(注) 上記のほか、以下のとおり措置を実施。

昭和54年度 15,979人(改善増3,254人、自然増 12,725人)
 平成4年度 △10,646人(改善増1,054人、自然減△11,700人)
 平成18年度 △1,000人(改善増 329人、自然減△1,000人、振替△329人)
 平成19年度 △ 900人(改善増 331人、自然減△ 900人、振替△331人)
 平成20年度 △ 300人(改善増1,195人、自然減△1,300人、振替△195人)
 平成21年度 △1,100人(改善増1,000人、自然減△1,900人、振替△200人)
 平成22年度 300人(改善増4,200人、自然減△3,900人)
 平成23年度 300人(改善増4,000人、自然減△2,000人、振替△1,700人)

(2) 公立小中学校の学級編制の標準の改善経緯

区 分	第1次 34'～38'	第2次 39'～43'	第3次 44'～48'	第4次 49'～53'	第5次 55'～3'	第6次 5'～12'	7次 13'～17'
学級編制の標準	50人	45人			40人		

今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）のポイント

（平成22年7月26日中央教育審議会初等中等教育分科会）

①学級編制の標準の引下げ

- ◎新学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教員が子どもと向き合う時間の確保等の観点から、学級編制の標準を以下のとおり改善。
 - 小・中学校の学級編制の標準（単式学級）を、現行の40人から引下げ。小学校低学年については、さらなる引下げを検討。
 - 小・中学校の複式学級の学級編制の標準も引下げ。
 - 画一的な取扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、柔軟な学級編制を可能とする仕組みにする必要。

②教職員定数の改善

- ◎上記と同様の観点から、以下について教職員定数を改善。
 - 基礎定数の充実／学校運営体制の整備／特別支援教育の充実／外国人児童生徒への日本語指導の充実／生徒指導の充実／児童生徒の心身両面の支援／食育の充実／事務処理体制の充実／読書活動の支援／キャリア教育・進路指導の充実／高等学校における教職員定数の改善

③市町村教育委員会への権限移譲等

- ◎設置者である市町村が主体的に学校の教育条件整備に取り組む観点から、学級編制に関する権限を都道府県教育委員会から市町村教育委員会へ移譲。また、計画的な教職員配置を進め、定数配分の客観性・透明性を高める観点から、加配定数の相当程度を基礎定数に組入れ。

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)

～30年ぶりの40人学級の見直し・10年ぶりの教職員定数改善計画の策定に向けて～

平成22年8月27日 文部科学省

「強い人材」の実現は、成長の原動力としての未来への投資。世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務。

このため、30年ぶりに40人学級を見直し、35・30人学級の実現など10年ぶりの新たな教職員定数改善計画を策定。

I 少人数学級(35・30人学級)の推進等【平成23年度から30年度までの8ヵ年計画】

- (1) 小学校全学年で35人学級を実現 (H23年度～27年度の5ヵ年計画)
- (2) 中学校全学年で35人学級を実現 (H26年度～28年度の3ヵ年計画)
- (3) 小学校1・2年生で30人学級を実現 (H29年度、30年度の2ヵ年)
- (4) 副校長・教頭、生徒指導担当教員及び事務職員の配置の充実
- (5) 小学校の複式学級に係る学級編制標準の引下げ、中学校の複式学級の解消 (H24年度)

改善事項	改善総数	改善の目的・内容等								23年度要求数
		40人⇒35人						35人⇒30人		
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
35・30人学級の推進	46,500人									7,800人
○35人学級(小学校全学年)	(22,830)	小1 小2	小3	小4	小5	小6	—	小1	小2	(7,800)
○35人学級(中学校全学年)	(15,070)									(—)
○30人学級(小学校1・2年)	(8,600)	—	—	—	中1	中2	中3	—	—	(—)
35・30人学級の実施に伴う教職員配置の充実	3,900									500
○副校長・教頭の配置の充実	(1,340)	・副校長の配置促進による学校運営体制の整備								(220)
○生徒指導(進路指導)担当教員の配置の充実	(990)	・複雑多様化する生徒指導への対応や中学校におけるキャリア教育・進路指導の充実								(60)
○事務職員の配置の充実	(1,570)	・事務職員の複数配置による学校事務処理体制の充実								(220)
小学校の複式学級に係る学級編制標準の引下げ、中学校の複式学級の解消	1,400									(—)
○小学校	(1,000)	・小学校:16人→14人(小1を含む場合:8人→6人)								(—)
○中学校	(400)	・中学校:8人→解消								(—)
計	51,800									8,300

(注) 少人数学級(35・30人学級)の推進等には、51,800人の定数増が必要となるが、今後8年間に、児童生徒数の減少に伴う定数の自然減や定年退職者の増加に伴う教員の平均年齢低下による給与減等が見込まれており、これらの財源を活用することにより、可能な限り追加財政負担を伴わないよう努力。

(参考) 年度別改善数・自然減

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
改善増	8,300人	5,400人	4,100人	9,400人	9,800人	5,400人	4,700人	4,700人	51,800人
自然減	▲2,000人	▲4,900人	▲3,300人	▲4,000人	▲3,800人	▲4,400人	▲5,100人	▲4,900人	▲32,400人

II 教職員配置の改善【平成26年度から30年度までの5ヵ年計画】

※ 平成26年度以降の改善増に必要となる恒久的な財源確保について理解を得ることが必要

改善事項	改善総数	改善の目的・内容等	23年度要求数
(1) 教育水準向上のための基礎定数の充実 ※基礎定数…学校数や学級数等に応じて算定される定数	24,800人	・授業時数や指導内容が増加する新学習指導要領への対応 ・小学校における理科等の専科教育の充実 ・学校マネジメント機能や読書活動の充実	人 —
(2) 生徒指導(進路指導)担当教員の配置改善	2,100	・複雑多様化する生徒指導への対応や中学校におけるキャリア教育・進路指導の充実	—
(3) 養護教諭の配置改善	1,600	・児童生徒の心身両面の支援	—
(4) 栄養教諭の配置改善	900	・栄養教諭の配置促進による食育の充実	—
(5) 特別支援教育コーディネーターの配置改善	800	・特別支援教育コーディネーターの配置促進による特別支援学校のセンター的機能の充実	—
(6) 障害のある児童生徒への通級指導の充実	5,000	・近年顕著な増加傾向にある通級指導を必要とする児童生徒への対応	—
(7) 外国人児童生徒への日本語指導の充実	1,500	・日本語指導を必要とする外国人児童生徒への対応	—
(8) 教員研修の充実	3,300	・資質能力の向上のための教員研修の充実	—
計	40,000		—

III 柔軟な学級編制実施のための制度改正

- ・ 小・中学校の設置者である市町村が、地域の実情に応じ、柔軟な学級編制を実施することができるよう、学級編制に係る権限を見直す。
- ・ また、画一的な取扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、弾力的な学級編制を実施することができる仕組みを導入。

小学校1・2年生における35人以下学級の実現

平成23年度要望額 2,247億円
 (平成23年度義務教育費国庫負担金要求・要望額 1兆6027億円)

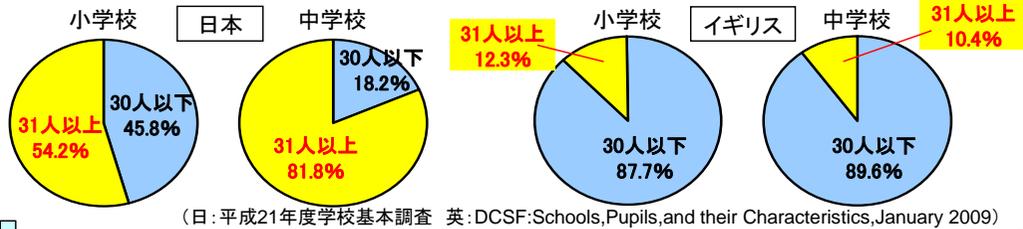
「強い人材」の実現は、成長の原動力としての未来への投資。世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務。このため、10年ぶりに新たな教職員定数改善計画を策定し、30年ぶりに40人学級を見直す。

日本の教育環境は国際的に低い水準

○1学級当たりの児童生徒数(図表でみる教育(2010年版))

小学校 中学校 初等教育 前期中等教育
 日本 28.0人 33.0人 > OECD平均 21.6人 23.7人

○学級規模別の子ども数(イギリスとの比較)



学校が抱える課題

- 学力の国際比較(PISA調査)における日本の学習到達度は、近年、低下傾向。特に学力の低位層が増加。また、親の所得と学力の相関も見られる。
- 授業の内容が質量ともに増加した新学習指導要領が来年度から本格実施。観察・実験、論述など知識・技能の活用力を高める質の高い学習活動を目標としており、対応が必要。
- 不登校や暴力行為などの問題が深刻化。また、障害のある子どもや外国人の子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちが増加。

《新学習指導要領の授業時数増加率》

【小学校】総時数:5.2%増(算数・理科:約16%増)
 【中学校】総時数:3.6%増(数学:約22%増、理科・英語:約33%増)

少人数学級によるきめ細かな指導が必要

- 子どもたち一人一人に目が行き届き、学習のつまづきの発見や個々の学習進度等に応じた指導が可能となる。
- 子どもたちの発言する機会が増え、自分の考えを发表或し、話し合ったりすることで思考を深める授業づくりが可能となる。
- 子どもが抱える悩みや相談に親身に応える時間が確保できる。

各県の少人数学級の取組と効果

◆秋田県の例

- ・平成13年度に少人数学級を導入(H22:小1・2、中1で30人程度学級を実施)
- ・全国学力・学習状況調査において、4年連続で上位。

◆山形県の例

- ・平成14年度に少人数学級を導入(H22:小全学年、中1・2で21~33人学級を実施(中3は一部実施))
- ・全国学力・学習状況調査において全国平均を概ね上回る
- ・不登校の出現率や欠席率が低下

◇新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)による少人数学級の推進 —平成23年度~30年度までの8カ年計画—

《改善総数:51,800人・自然減:△32,400人 → 定数増:19,400人》

40人⇒35人						35人⇒30人	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小1・2	小3	小4	小5	小6	—	小1	小2
—	—	—	中1	中2	中3	—	—

※平成24年度に複式学級を改善(小:16人→14人、中:8人→解消)

平成23年度概算要求(計画の初年度分)

小学校1・2年生の35人以下学級実現のため、8,300人の教職員定数を改善
 【改善数:8,300人、自然減:△2,000人 → 定数増:6,300人】

○必要所要額:184億円(1/3国庫負担ベース)【対前年度予算89億円の増】

少人数学級が計画どおり改善されると日本の教育環境は国際水準に!

子どもたちに質の高い教育を保障し、我が国の成長を支える個性豊かで創造力あふれる人材を育成
 国が責任を持って教育水準を向上させることにより教育格差を防止

「元気な日本復活特別枠」要望に関する評価結果

番号	事業名	要望額	評価	
1901	安全で質の高い学校施設の整備	189,813	B (予備費及び補正措置を含む)	整備する施設の優先順位付けを行った上で、緊急性の高いものに限定することが条件
1902	未来を拓く学び・学校創造戦略	2,000	C	フューチャースクール関連事業について、校数等について相当な絞込みを行うとともに徹底したコストの削減を行うことが条件
1903	小学校1・2年生における35人学級の実現	224,702	B	現行の40人学級に係る小学校1・2年生の教職員(9.3万人)については義務的経費であり措置する必要。ただし、これを措置するには要求・要望の削減による財源捻出が条件。なお、定数改善の取扱いについては、別途、後年度負担の問題も含めた検討が必要
1904	学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム	133,129	C	既存受給者への貸与に必要な分は措置する必要。ただし、これを措置するには、要求・要望の削減による財源捻出が条件
1905	「強い人材」育成のための大学の機能強化イニシアティブ	119,971	B (補正措置を含む)	教育・研究の基盤経費に一定の配慮が必要。ただし、その経費を相当に絞り込むとともに、要求・要望の削減による財源捻出が条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要
1906	成長を牽引する若手研究人材の総合育成・支援イニシアティブ	48,400	C	継続課題、既存受給者には一定の配慮が必要。ただし、要求・要望の削減による財源捻出が条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要
1907	元気な日本復活！2大イノベーション	78,800	B (補正措置を含む)	継続課題には一定の配慮が必要。ただし、要求・要望の削減による財源捻出が条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要
1908	我が国の強み・特色を活かした日本発「人材・技術」の世界展開	44,790	B (補正措置を含む)	継続課題には一定の配慮が必要。ただし、要求・要望の削減による財源捻出が条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要
1909	元気な日本スポーツ立国プロジェクト	5,400	C	トップアスリートの育成には一定の配慮が必要。ただし、要求・要望の削減による財源捻出が条件
1910	文化芸術による元気な日本復活プラン	15,801	B	徹底したコストの縮減や対象地域の相当な絞込みを行うことが条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要

文部科学省の要望については、要求で一旦、形式的に廃止した扱いにした上で、増額要望していること、また、その結果、金額的にも全府省要望総額の3割を占める要望となっていることから、「特別枠」の趣旨に照らして問題が大きい。したがって、文部科学省については、全般的に大幅な要望の圧縮と、要求の削減による新たな財源捻出が必要

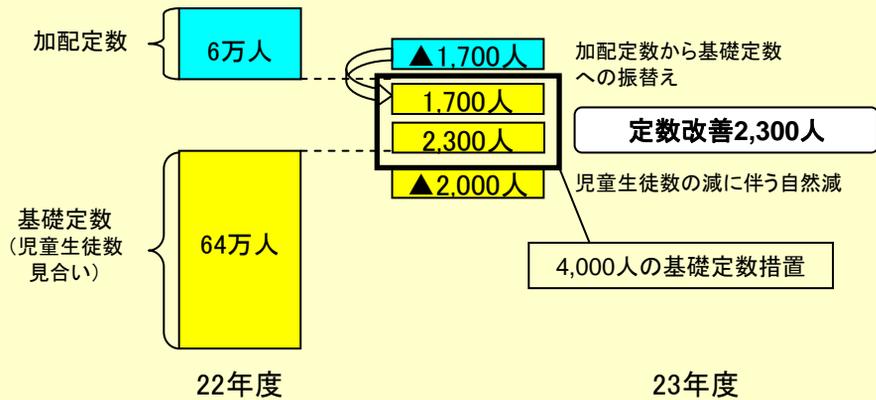
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に係る参考資料

23年度予算による定数改善の内容

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

※ 既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

※ 少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。



平成23年度義務教育費国庫負担金について(国家戦略担当・財務・文部科学3大臣合意) (平成22年12月17日)

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な方針に沿って扱うものとする。

1. 小学校1年生の35人以下学級を実現する(4,000人の教職員定数を措置)。
2. 具体的には、300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに、加配定数の一部(1,700人)を活用する。
3. 35人以下学級については、小学校1年生について、義務標準法の改正により措置することとし、次期通常国会に法案を提出すべく、早期に改正案の具体化を進める。
4. 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討する。

【参考】義務教育費国庫負担制度

- 憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。
 - ・市町村が小中学校を設置・運営。
 - ・都道府県が教職員を任命し、給与を負担(2/3負担)
 - ・国は教職員給与費(※)の1/3を負担。
- ※公立義務教育諸学校の教職員(約70.4万人:小学校42.2万人、中学校24.1万人、特別支援学校4.1万人)の給与費